

改正 平成21年4月1日 平成30年4月1日
令和4年4月1日

注 令和4年4月1日施行の改正は、本文には直接改正を加えないで、改正文を点線で区切って、この附則の末尾に登載した。

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）に勤務する教員及び職員（本学の業務を行う者であって本学の教員及び職員以外の者を含む。以下「教職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報（以下「公益通報」という。）及び法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談（以下「相談」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的とする。

2 この規程に定めのある場合のほか、本学における公益通報に関する取扱いについては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の定めるところによる。

(窓口)

第2条 教職員等からの公益通報及び相談を受け付ける窓口を学長室経営企画課に設置する。

(公益通報及び相談の方法)

第3条 公益通報及び相談の方法は、電子メール、電話、文書、ファクシミリ又は面会により原則として顕名で行うものとする。ただし、匿名による公益通報及び相談にあつては、匿名とする理由を鑑み受け付ける場合がある。

(公益通報及び相談の受け付け)

第4条 公益通報及び相談の受け付けは、学長室経営企画課職員（以下「通報等受付者」という。）が行う。

2 通報等受付者は、公益通報又は相談を受けた場合は、速やかに学長室部長にその内容を報告するものとする。

3 学長室部長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその内容を学長に報告するものとする。

4 前項の報告に基づき、学長は、第6条に定める調査委員会にこれを報告する。

(通報窓口及び相談窓口の利用者)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、教職員等とする。

(調査委員会)

第6条 本学に、公益通報された事項に関する事実関係の調査を行うため、公益通報に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の排除)

第7条 被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）は、自らが関係する事案の処理に関与することができない。

(協力義務)

第8条 各部門（専門職大学院、学部、研究科、附置研究施設、学部附置研究所及び事務部門）は、公益通報された内容の事実関係の調査に際し協力を求められた場合には、調査委員会に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本学は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(通報者等の保護)

第10条 本学は、通報者等が公益通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本学は、通報者等が公益通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場等の環境が悪化する

ることのないように、適切な措置を執らなければならない。

(個人情報保護)

第11条 この規程に定める業務に携わる者は、公益通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通知)

第12条 本学は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第13条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(公益通報又は相談を受けた者の責務)

第14条 公益通報又は相談を受けた者(通報者の上司、同僚等を含む。)は、この規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(不正行為に対する措置)

第15条 学長は、調査委員会の調査に基づいて最終的に不正行為と認定された被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者に対し、就業規則等の関連規程に基づき適切な措置を執るものとする。

(学内規程・規則等との関係)

第16条 他の学内規程・規則等に定める通報、相談等は、当該規程・規則等に従って行うものとし、この規程の適用を受けるものではない。

(事務担当部署)

第17条 この規程に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。

(施行)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

注 令和4年4月1日から施行

改正案	現行
(目的) 第1条 この規程は、学習院大学(以下「本学」という。)における公益通報等の適正な処理の仕組みを定めることにより、違反行為の早期発見と是正を図り、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、学習院大学(以下「本学」という。)に勤務する教員及び職員(本学の業務を行う者であって本学の教員及び職員以外の者を含む。以下「教職員等」という。)からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報(以下「公益通報」という。)及び法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談(以下「相談」という。)の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本学の社会的信頼性と業務遂行の公平性の維持に資することを目的とする。

<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「公益通報等」とは、違反行為について、その事実をこの規程に定める窓口に通報及び相談することをいう。</p> <p>二 「違反行為」とは、本学の業務に関して法令及び本学の規程(第3条第2項に掲げる規程を除く。)に違反し、又は違反するおそれのある行為をいう。</p> <p>三 「教職員等」とは、本学に勤務する教職員(本学の業務を行う者であって本学の教職員以外の者を含む。)をいう。</p> <p>四 「被通報者」とは、違反行為を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。</p>	
<p>(法令及び他の規程との関係)</p> <p>第3条 この規程に定めのない事項については、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の定めるところによる。</p> <p>2 次の各号に掲げる規程の適用を受ける事案については、当該規程の定めるところにより処理するものとする。</p> <p>一 学習院公益通報に関する規程</p> <p>二 学習院個人情報保護規程</p> <p>三 学習院大学人権問題委員会規程</p> <p>四 学習院大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程</p> <p>五 学習院大学における研究費等に係る不正使用の防止等に関する規程</p> <p>六 学習院大学利益相反マネジメント委員会規程</p>	<p>2 この規程に定めのある場合のほか、本学における公益通報に関する取扱いについては、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の定めるところによる。</p>
<p>(窓口)</p> <p>第4条 公益通報等を受け付ける窓口を学長室経営企画課に置く。</p> <p>2 窓口に職員を置き、学長室経営企画課の職員をもって充てる。</p> <p>3 前項の職員は、自らが関係する公益通報等の処理に関与してはならない。</p> <p>(窓口の利用者)</p> <p>第5条 窓口の利用者(以下「通報者」という。)は、教職員等とする。</p> <p>2 第4条第1項の規定にかかわらず、通報者は直接総務部総務課へ公益通報等を行うことができる。</p> <p>(公益通報等の方法)</p> <p>第6条 公益通報等の方法は、電子メール、電話、文書、ファクシミリ又は面会のいずれ</p>	<p>(窓口)</p> <p>第2条 教職員等からの公益通報及び相談を受け付ける窓口を学長室経営企画課に設置する。</p> <p>(公益通報及び相談の方法)</p> <p>第3条 公益通報及び相談の方法は、電子メール、電話、文書、ファクシミリ又は面会によ</p>

れかの方法により原則として顕名で行うものとする。ただし、匿名による公益通報等にあつては、匿名とする理由を鑑み受け付ける場合がある。

(不正の通報等)

第7条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報(以下「不正の通報等」という。)を行つてはならない。

(通報者の保護)

第8条 教職員等は、通報者に対し、公益通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行つてはならない。

2 学長は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、通報者の職場等の環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

(公益通報等の受付)

第9条 窓口において、公益通報等を受けた場合、速やかにその内容を学長と、学習院公益通報に関する規程第4条第3項に基づき、総務部総務課に報告するものとする。

2 学習院公益通報に関する規程第8条第1項に基づき、総務部総務課が公益通報等の受付後、内部監査室に報告を行った結果、内部監査室による調査が行われる場合は、同規程の扱いに委ねるものとする。

3 学習院公益通報に関する規程第8条第4項に基づき、事実関係の調査等が本学に委ねられた場合、学長は、第10条に定める調査委員会にこれを報告するものとする。

(調査委員会)

第10条 本学に、公益通報等に関する事実関係の調査を行うため、公益通報に関する調

り原則として顕名で行うものとする。ただし、匿名による公益通報及び相談にあつては、匿名とする理由を鑑み受け付ける場合がある。

(公益通報及び相談の受け)

第4条 公益通報及び相談の受けは、学長室経営企画課職員(以下「通報等受付者」という。)が行う。

2 通報等受付者は、公益通報又は相談を受けた場合は、速やかに学長室部長にその内容を報告するものとする。

3 学長室部長は、前項の報告を受けた場合、速やかにその内容を学長に報告するものとする。

4 前項の報告に基づき、学長は、第6条に定める調査委員会にこれを報告する。

(通報窓口及び相談窓口の利用者)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、教職員等とする。

(調査委員会)

第6条 本学に、公益通報された事項に関する事実関係の調査を行うため、公益通報に関する

<p>査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 調査委員会の構成員は、自らが関係する公益通報等の調査に関与してはならない。</p>	<p>る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>（協力義務）</p> <p>第11条 各部門（専門職大学院、学部、研究科、附置研究施設、学部附置研究所及び事務部門）は、公益通報された内容の事実関係の調査に際し協力を求められた場合には、調査委員会に協力しなければならない。</p>	<p>（関係者の排除）</p> <p>第7条 被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）は、自らが関係する事案の処理に関与することができない。</p>
<p>（是正措置等）</p> <p>第12条 学長は、調査委員会による事実関係の調査の結果、違反行為の存在が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。</p> <p>（処分）</p>	<p>（協力義務）</p> <p>第8条 各部門（専門職大学院、学部、研究科、附置研究施設、学部附置研究所及び事務部門）は、公益通報された内容の事実関係の調査に際し協力を求められた場合には、調査委員会に協力しなければならない。</p> <p>（是正措置）</p> <p>第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本学は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。</p>
<p>第13条 学長は、調査委員会の調査に基づいて最終的に違反行為と認定された被通報者及び不正の通報等と認定された通報者に対し、就業規則等の関連規程に基づき適切な措置を執るものとする。</p>	<p>（通報者等の保護）</p> <p>第10条 本学は、通報者等が公益通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 本学は、通報者等が公益通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場等の環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。</p>
<p>（関係者の責務）</p> <p>第14条 この規程に定める業務に携わる者及び通報等に関わる全ての関係者は守秘義務を負い、公益通報等による内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。</p> <p>2 公益通報等を受けた者（通報者の上司、同僚等を含む。）は、この規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。</p> <p>（通知）</p> <p>第15条 学長は、通報者に対し、調査委員会</p>	<p>（個人情報保護）</p> <p>第11条 この規程に定める業務に携わる者は、公益通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。</p> <p>（通知）</p> <p>第12条 本学は、通報者に対して、調査結果及</p>

<p>による事実関係の調査の結果及び是正措置等の結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。</p>	<p>び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、学習院公益通報に関する規程第8条第4項及び第16条第2項の規定に基づき、学長は、前項の通知内容を事前に院長に報告し、了承を得なければならない。</p>	<p>(不正の目的) 第13条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。 (公益通報又は相談を受けた者の責務) 第14条 公益通報又は相談を受けた者(通報者の上司、同僚等を含む。)は、この規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。</p>
<p>(事務) 第16条 この規程に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。 (雑則) 第17条 この規程に定めるもののほか、公益通報等に関し必要な事項は、別に定める。 (改正) 第18条 この規程の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。</p>	<p>(不正行為に対する措置) 第15条 学長は、調査委員会の調査に基づいて最終的に不正行為と認定された被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者に対し、就業規則等の関連規程に基づき適切な措置を執るものとする。 (学内規程・規則等との関係) 第16条 他の学内規程・規則等に定める通報、相談等は、当該規程・規則等に従って行うものとし、この規程の適用を受けるものではない。 (事務担当部署) 第17条 この規程に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。 (施行) 第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。 (改正) 第19条 この規程の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。</p>
